

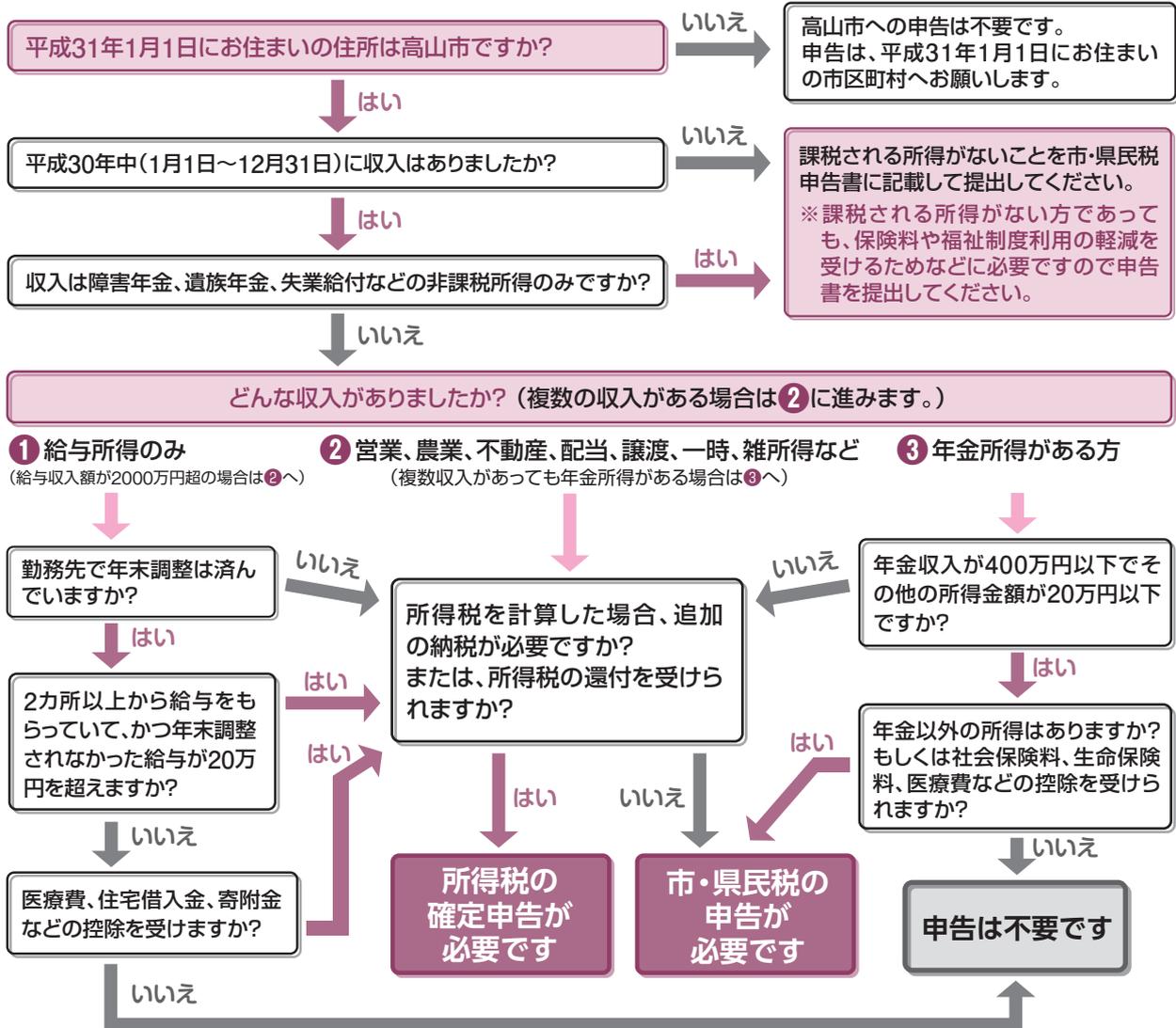
2月18日から始まります

所得税の確定申告と市・県民税の申告相談

申告の準備はお早めに!

税の申告は、市・県民税だけでなく、国民健康保険料や介護保険料などの算定基礎となります。申告が必要となる方はお早めに行ってください。

▼ 次の流れで申告が必要かどうか、個人ごとにチェックしてください。



【利用者識別番号の確認書類について】

平成30年分の確定申告から、「利用者識別番号」が必要となります。

相談会場にお越しの際は、下記①～③のうち、利用者識別番号が明記されているいずれかの書類をご持参ください。

①1月もしくは2月の間に税務署から送付される通知

例：「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」「確定申告のお知らせ」

②過去に高山市の相談会場以外で申告したときの申告書(控)に同封されている書類
例：「平成〇年分の申告書等送信票(件送付書)」「開始届出(個人の方用)作成コーナー」

③インターネットを活用して取得された場合、番号が表示された画面の印刷をしたもの

利用者識別番号とは

この番号は、税務署が確定申告を管理するために使用する番号です。マイナンバーとは異なりますのでご注意ください。

- 番号をお持ちでない方は、国税庁のe-TAXのホームページから手続きをお願いします。
- 利用者識別番号が必要な方が事前に取得されずに相談会場にお越しいただいた場合、長時間お待ちいただくことになります。